

岩手県告示第62号

道路法（昭和27年法律第180号）第9条の規定により告示した県道路線の認定に係る告示事項を次のとおり変更する。

平成23年1月21日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 主要地方道以外の県道

新旧 の別	整理 番号	路線名	起 点	重要な 経過地	備 考
			終 点		
旧	170	松草停車場線	松草停車場		平成21年岩手県告示第962号
			宮古市門馬田代		
新	170	松草停車場線	松草停車場		
			宮古市区界		
旧	171	大川松草線	下閉伊郡岩泉町大川		平成21年岩手県告示第962号
			宮古市門馬田代		
新	171	大川松草線	下閉伊郡岩泉町大川		
			宮古市区界		

2 変更年月日 平成23年1月24日

備考 関係図面は、岩手県県土整備部道路環境課並びに沿岸広域振興局土木部宮古土木センター及び岩泉土木センターに備えておいて縦覧に供する。